

小矢部市スマート農業普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スマート農業の普及による農業の効率化及び労働力不足の解消を図るため、高精度位置情報補正サービス（以下「サービス」という。）の利用料（以下「利用料」という。）を負担する事業者に対し、予算の範囲内において小矢部市スマート農業普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号）第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小矢部市内に住所を置く個人又は団体であること。
- (2) 認定農業者、認定新規就農者、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体又は地域農業経営基盤強化促進計画の目標地図に位置付けられた者であること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、交付申請年度の4月1日から3月31日までの間に支払った利用料の2分の1以内とする。

- 2 補助限度額は4万円とし、同一事業者につき一月あたり2アカウントの、利用料に対する交付を限度とする。
- 3 前2項に規定する補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小矢部市スマート農業普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式。以下「申請書」という。）に、別に定める書類を添付して市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定するときは、申請者のサービス利用の実態等について必要な調査をすることができる。

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条第2項の規定による交付決定及び額の確定後、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、同一事業者につき同一年度内1回限りとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、補助金の交付決定及び額の確定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第7条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第8条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。